

渋谷区教育情報セキュリティ基本方針

令和8年3月31日 制 定

渋谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、全ての区民が生涯にわたり学び、成長できる社会の実現を目指し、ICTを活用した教育・学習環境の整備及び教育行政の効率化・高度化に努めている。また、教育委員会は、児童・生徒、保護者、教職員をはじめとする関係者の誰もが、必要とする教育に関する情報を容易に入手できるよう、情報システムの整備及び運用を行い、情報格差のない公平な情報提供に努めている。教育委員会は、情報システムサービスの充実に当たり、個人情報の適切な保護及び情報セキュリティの確保に向け、以下のとおり取り組むこととする。

（趣旨）

第1条 渋谷区教育情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、教育委員会の保有する情報資産を適切かつ安全に管理するため、情報セキュリティに関する基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 基本方針における用語の意義は、渋谷区電子計算組織の管理運営に関する規則（令和元年渋谷区規則第43号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、次のとおりとする。

- （1）情報セキュリティ 情報資産を正確かつ完全に保持し、許可された者が必要なときに利用可能な状態に維持し、許可されていない者がアクセスできないことを確実にすることをいう。
- （2）情報セキュリティポリシー 基本方針、別に定める渋谷区情報セキュリティ対策基準及び渋谷区教育情報セキュリティ対策基準をいう。
- （3）情報資産 ハードウェア、ソフトウェア、ネットワークで構成される情報システム、情報システムに記録されているデータ、入出力帳票、設計書、手順書等のドキュメント等の総称をいう。
- （4）機密性 アクセスを許可された者だけが情報にアクセスできることを確実にすることをいう。
- （5）完全性 情報及び処理方法が正確であること及び完全であることを保護することをいう。
- （6）可用性 許可された利用者が、必要なときに、情報及び資産にアクセスできることを確実にすることをいう。
- （7）職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する地方公務員（ただし、議会の議員を除く。）をいう。
- （8）非常勤職員 地方公務員法第3条第3項第2号及び第3号並びに第22条の2第1項に規定する者をいう。

- (9) 臨時的任用職員 地方公務員法第22条の3に規定する者をいう。
- (10) 派遣職員 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する者をいう。
- (11) 会計年度任用職員 地方公務員法第22条の2に規定する者をいう。
- (12) 職員等 職員、非常勤職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員及び派遣職員をいう。
- (13) 業務委託 業務を外部へ委託することをいう。
- (14) 委託事業者 業務を受託する事業者をいう。
- (15) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区が公の施設の管理を行わせるために指定した法人その他の団体をいう。

（情報資産に対する脅威）

第3条 教育委員会は、情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

（適用範囲）

第4条 基本方針の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 行政機関の範囲 教育委員会
- (2) 情報資産の範囲 教育委員会の保有する全ての情報資産

（職員等の遵守義務）

第5条 教育委員会の全ての職員等は、情報セキュリティの重要性を認識し、関連する法令及び情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

（情報セキュリティ対策）

第6条 教育委員会は、第3条に規定する脅威から情報資産を保護するため、次に掲げる情報セキュリティ対策を行うものとする。

- (1) 組織体制 教育委員会の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。
- (2) 情報資産の分類及び管理 教育委員会の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

- (3) 物理的セキュリティ 教育委員会におけるサーバー、サーバー室、通信回線及び教育委員会の職員等の端末等の管理について、物理的な対策を講じる。
- (4) 人的セキュリティ 情報セキュリティに関し、教育委員会の職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。
- (5) 技術的セキュリティ 教育委員会におけるコンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。
- (6) 運用 教育委員会における情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じる。
- (7) 業務委託 教育委員会において業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。
- (8) 指定管理者 教育委員会において指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合には、指定管理者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した協定を締結し、指定管理者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて当該協定に基づき措置を講じる。

(個人情報保護)

第7条 教育委員会は、情報セキュリティ上、収集し、蓄積した個人情報の保護を最も優先して対策を行う。

(情報セキュリティ監査等)

第8条 教育委員会は、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを確認するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を行う。

(評価・見直し)

第9条 教育委員会は、情報セキュリティポリシーについて、その有効性を適時評価し、見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するために新たに対策が必要になった場合には、見直しを行う。

2 教育委員会は、前項の見直しを実施したときは、最高情報セキュリティ責任者に報告するものとする。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。